

議員（大平 恭大）

3番、大平 恭大でございます。

本日、事前通告に則りまして一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

まず、図を示させていただきます。

こちら私の方で作ってきた表になりますけども、従来、私3月、6月と色々多度津にお金のかかるお願いをしてまいりましたけども、なかなか財政厳しい折ということで、なかなか実現しない。6月には、ではお金がないのであればということで、多度津が持っている不動産を売ってお金を作ってはどうかという話もさせていただきましたけども、これもなかなか実現がしないということでございましたので、今回は多度津町がどういう予算の使い方をしているのかということ、これ昨年、令和4年8月5日、令和4年度第2回臨時会ということで1日だけ開かれた議会がございまして、その時に一般会計の補正予算が審議されました。その時に赤い印に白地抜きでやっていますけども「まちの再生・高付加価値化促進事業補助金」という従来にないユニークな補助金を町が創設しておりまして、それで町に支援したという実績がございますので、それを深掘りしながら、町のお金の使い方について、町の皆さんに知って頂きたいと思って本日の質問をさせていただきます。では、まず通告順に従いまして1番の質問になりますけれども、まず、表でいくと左側です。国庫支出金になりますけども、国の補助金であるところの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についての説明をお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

大平議員の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてのご質問に答弁をさせていただきます。

当該交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、内閣府により創設されました。

令和4年度の交付金額の総額は2億4,808万8,451円で、内訳と致しましてコロナ対応のための取組である限り、原則、地方公共団体が自由に用途を定めることが出来る「通常分」が1億1,609万8,451円、用途を「物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援」に限定された「原油価格・物価高騰対応分」が6,947万5,000円、同じく用途を「生活者・事業者支援」に限定された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金分」が、6,251万5,000円でございます。

「多度津町まちの再生・高付加価値化促進事業補助金」につきましては、臨時交付金の内、「通常分」を活用しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

有難うございました。では、次、表の右側にあります「まちの再生・高付加価値化促進事業補助金」について説明をお願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の「まちの再生・高付加価値化促進事業補助金」についてのご質問に答弁をさせていただきます。

当該補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によってダメージを受けた本町の地域コミュニティ及び地域経済の早期回復を図るため、町内にある古民家や店舗等を活用した交流拠点の整備や歴史・文化・食などの地域資源を活かした新たなコンテンツの開発・磨き上げ、地域内周遊の促進など「まちの再生・高付加価値化」を促進する事業を実施する際に必要な経費の一部を補助するもので、補助金の額は、補助対象経費の10分の9以内とし、その上限額は500万円、下限額は100万円とした事業でございます。

令和4年8月臨時議会において、補正予算1,000万円を計上し、支出実績は2件で、996万9,000円でした。

なお、当該補助金につきましては、臨時交付金を原資として実施した事業であるため、令和5年6月1日付で補助金交付要綱を廃止しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

有難うございました。答弁頂きましたとおり、こちらは1,000万の予算を使って1社500万を上限に、2社に対して補助金を交付すると、そういう内容になっております。

では3番目の質問させてもらいます。補助金の発案の事情、背景、理由を教えてください。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の補助金発案の事情、背景、理由についてのご質問に答弁をさせていただきます。

当該補助金の発案の背景と致しましては、長引くコロナ禍の影響により、地域で行われていた行事や大規模なイベント等の中止・縮小が相次ぎ、外出や会食の機会が減ってしまう等、地域内外の人々が対面でコミュニケーションをとる機会が減少しておりました。また、同時に飲食店をはじめとする町内事業者は、来客数の減少等に苦しんでおり、各事業者が如何に自身のサービスの付加価値を高めていけるかが、事業者の事業継続、ひいては本町における持続可能なまちづくりを推進していく上で重要なポイントになると考えました。

このような中、地域内外の人々の交流を促すコミュニティカフェやコワーキングスペース等の施設整備や新たなコンテンツの開発、既存観光関連施設等の高付加価値化等に資する事業の実施を本補助金により促すことで、地域コミュニティや地域経済の早期回復を図ると共にアフターコロナに向けた観光客等の受入れ環境の整備を促進したいと考え、臨時交付金を活用した補助制度を創設致しました。以上、答弁

とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

有難うございました。今の答弁で私が調べたところをちょっと補足させていただきますと、こちらは国が出したコロナ対策に対するお金で、基本的には資金使途は各地方自治体に自由と任されております。ただし、国が出しているQ&Aの1の20というところに特定の事業者に資金を交付する際についての注意書きがございまして、基本的には広く浅くコロナに影響を受けた方に資金を交付するというのが前提であって、特定の事業者に厚く支援する場合については、それなりの理由を求められると、そういう性質の資金であります。以上を踏まえて、当議会にいらっしゃる方と傍聴の方は、この後の質問の展開を追いかけて頂きたいと思います。

では、続きまして4番目の質問なりますけれども新型コロナの影響は多くの町民、事業者にも及んでいるにも拘わらず、交付対象者を古民家・店舗を活用する事業に限定した理由を教えてください。その際、古民家・店舗を活用する事業者がどの程度町内であって、どの程度の応募を見込んだ企画であったのかを加味しての説明をお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の交付対象者についてのご質問に答弁をさせていただきます。

当該補助金につきましては、「まちの再生・高付加価値化」を目的としたものでございます。

町内事業者が現在使用している「店舗」や町内にある「古民家」といった既存の地域資源を活用し、それらの施設を再生・高付加価値化することで、町に人を呼び込み、事業者の事業継続を支援し、地域経済を活性化させるため、交付対象事業を「町内にある古民家や店舗等を活用して地域内外の人々の交流拠点の整備を行うことにより、継続的に地域内外の人々の交流を促し、本町の交流人口増加や関係人口創出が図られる事業」と致しました。

また、当該補助金につきましては、「古民家」、「店舗」のみに限定したのではなく、「町の歴史・文化・食などの地域資源を活かした新たなコンテンツ等の開発、地域内周遊の促進等により、滞在環境の向上等による域内消費額の向上等が図られる事業」も対象としております。

応募の見込みにつきましては、町内の飲食事業者・宿泊事業者や観光振興団体等から応募があるものと想定しておりましたが、具体的な対象事業者数等の把握は困難であったため、他の臨時交付金活用事業との兼ね合いから2事業者分の予算を計上し、多度津商工会議所を通じ、可能な限り町内事業者への周知に努めました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

一度、画面の方は、もう消して頂いてよろしいでしょうか。済みません。

今、そういうことで始めた事業ですけども、実際、応募があったのは 11 業者でした。8 月 10 日から始めた告知から 9 月 15 日を期限とする募集期限を勘案して、周知期間、方法は妥当であったか、町の見解を教えてください。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の周知期間・方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

周知方法につきましては、町公式ホームページへの掲載、町公式 SNS での情報発信、広報たどつ 9 月号への掲載、自治会回覧、多度津商工会議所会報への制度周知リーフレットの同封を行いました。

周知期間につきましては、国への実施計画提出期限が令和 4 年 7 月 15 日であり、実施計画を提出し、8 月 5 日の臨時議会において補正予算を議決頂いた後、速やかに周知を開始致しました。

交付申請期間につきましては、財源とした交付金の趣旨を踏まえ、早期の執行に努めることとされていたこと。また、計画時点では、事業の繰越の可否について示されておらず、原則、令和 4 年度中に完了することが要件であったことから、早期の交付決定を行い、事業者による事業着手を速やかに行えるようにするため、9 月 15 日を申請期限とし、9 月末までに審査会を実施、10 月初旬には交付を決定出来るように第 1 次の募集期間を設定致しました。

これらの周知方法・周知期間につきましては、11 の事業者から応募があったことから妥当であったと考えております。

なお、第 1 次募集後、予算残額が 100 万円以上となった場合は、第 2 次募集を行うことも想定しておりましたが、1 次募集において予算残額が 100 万円を下回ったため、2 次募集は実施致しませんでした。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

ただ今の回答につきまして再質問をさせていただきます。

まず議会で承認になったのが 8 月の 5 日です。広報とかで始めたのが 8 月 10 日、9 月の多度津の広報に載せたとなると、まず町民で 1 番早く手にするのは 8 月 25 日だと思うんですね。そうすると 9 月 15 日というのはもう 1 ヶ月もないというか、今回の 500 万円を上限とする補助金というのは、先ほど説明あったとおり、多度津町で過去にない規模の助成の金額であると。去年 1 回こっきりの話であるということであるのであれば、もう少し時間をかけて告知する、町民に周知する必要があるんじゃないかと思います。ということで本当に周知期間が妥当であったかどうか、もう一度、回答をお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

周知期間が妥当であったかという再質問でございますが、この交付金につきまして先ほど答弁申し上げましたとおり、どうしても改修期間が令和 4 年度中に改修を終

えなければならない、そういったことが、その当時は国の方の要件としてございましたので、速やかに周知を行い、速やかに交付決定をして、工事、改修に着手して頂き、工事を完了して頂く必要性がございましたので、このような期間となりました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

今のご答弁ですけれども実際は 11 月にも 2 次募集の期間を決めたということがありますので、本来は 9 月 15 日でなくて 9 月末とか 10 月の 15 日とか、ということで、一次募集を最初からずらしても良かったのかなと思いますけれども質問がございましたので、次に参ります。

6 番目の質問になりますけれども、もう既に発言して重なりますけれども、補助額・補助率は、破格の条件でなかったかと思えます。補助上限 500 万円、下限 100 万円、補助率 90% という補助事業が、これまで多度津独自のものにあっただろうかお伺いします。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の本町独自の補助事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。本町独自の補助事業におきましては、「多度津町まちの再生・高付加価値化促進事業補助金」と同一の補助上限額、補助下限額、補助率であるような制度はございません。当該補助金につきましては、全額、臨時交付金を財源として活用出来たことから、町単独で行う補助事業に比べ、補助上限額、補助率とも大きな規模となっております。なお、補助上限などの設定に当たりましては、他市町で実施している類似事業の補助要綱などを参考に致しました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

過去にない 1 回こっきりの選考があったということなんですけれども、その選考の結果は、町のホームページに報告、記載されておりました。まず、特定非営利活動法人「あおぞら」と合同会社「ふくぞう」の 2 事業者が選定されましたという風にホームページに報告がありました。特定非営利活動法人、NPO 法人ですけれども、「あおぞら」合同会社「ふくぞう」といっても分からない方いらっしゃると思いますので、NPO 法人「あおぞら」は、本通で古民家食堂「てつや」を経営、合同会社「ふくぞう」は同じく本通で藝術喫茶「清水温泉」を経営しています。従って、今後は分かりやすさを重視して、古民家食堂「てつや」、あるいは「てつや」、藝術喫茶清水温泉をあるいは「清水温泉」ということで言わせて頂きたいと思えます。7 番の質問になりますけれども、この選考の結果について町の感想をお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の選考結果についてのご質問に答弁をさせていただきます。今回、応募頂いた全ての事業者の方々は熱意を持って申請頂いており、本町の活性化に資する魅力的な事業が多数ございました。交付を決定致しました 2 社につま

しても補助金交付以前から多様な事業や本町の情報発信を実施されておりましたので、補助金を活用頂いたことで、事業推進の一助になったものと考えております。引き続き、事業を継続頂くことで地域の活性化を図って頂きたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

では、その選考方法なんですけれども、本件で補助金については交付要綱という規定がございます。その第7条に、町長は前条の規定による申請があったときは、速やかに提出された書類の審査を行うとともに現地調査などの必要な調査、申請内容等に係る審査会を実施し、これらの結果を総合的に勘案して補助金交付の可否を決定するとあります。

8番目の質問になりますけれども、選考方法を定めた第7条には、プレゼンテーションを行うとの記載はありませんが、実際はプレゼンテーションが行われました。プレゼンテーションを行うとされた事情と経緯をご説明をお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員のプレゼンテーション実施の経緯についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、交付要綱では申請内容等に係る選考会を実施するとのみ記載しており、プレゼンテーションについての具体的な記載はございませんでしたが、募集開始時点では、町公式ホームページで公表致しました関係手続フロー図に審査会へご参加頂き、プレゼンテーションを行って頂く可能性がある旨を記載致しました。選考会の開催に当たりましては、事業発注の際に実施致しますプロポーザル方式を参考に書類審査及びプレゼンテーション審査を行うことと致しました。プレゼンテーションを行うメリットと致しましては、事業内容のみを書類で審査するのではなく、その事業を実施する申請者の熱意や意欲を審査出来ることから、実施を決定致しました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

実際の選考手続というのは、9月29日に一次審査として、審査会による書類審査を行い、応募のあった11事業者から5事業者に絞り、10月6日に2次審査として5事業者にプレゼンテーションを行った上で、先ほど紹介した2事業者に決定を致しました。さて、この2次審査、プレゼンテーションを行ったことの結果は重大です。すなわち、一次審査で2位であった事業者が3位であった合同会社「ふくぞう」こと芸術喫茶「清水温泉」に、2次審査のプレゼンテーションの結果、逆転され補助金の交付を受けられませんでした。

9番目の質問になります。プレゼンテーションで、一次審査の2位と3位が逆転したことについて、審査内容、審査のポイントを具体的に説明をお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の審査内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。  
当該補助金の審査に当たりましては、選考審査会における一次審査として書類審査をし、書類審査による採点を行い、11事業者のうち上位5社が2次審査に進みました。2次審査としてプレゼンテーション審査による採点を行い、最終的に上位2社が採択されました。一次審査と二次審査での順位の変動につきましては、2つの審査基準の配点が要因となっております。

1点目がプレゼンテーションから熱意や意欲を感じるかを審査する項目であるプレゼンテーション項目での差が大きかったこと。2点目が、一次審査で2位だった事業者につきましては、実現可能な企画並びに運営方法及び実施方法であるかを審査する項目である運営体制の項目について、二次審査の点数が一次審査よりも低い点数となったことです。大きな要因と致しましては、以上の2点でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

今のご回答でプレゼンテーションの熱意とか意欲、そして、実現可能な企画、運営方法である。そこを評価したという風にお答え頂きました。皆さん、それを覚えておいて下さい。では続きまして、両者について本件補助金制度の目的である再生・高付加価値化の見地から選定されたポイントを教えて下さい。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の選定のポイントについてのご質問に答弁をさせていただきます。  
交付の決定につきましては、外部有識者の方を含めた選考審査会における選考結果を踏まえ、決定することとなっておりますが、本町と致しましては、選考審査会の選考結果に疑義等はありませんでしたので、選考結果の上位2社に対し、交付の決定を行いました。  
選考審査会における審査基準につきましては、先ほど答弁致しましたプレゼンテーション、運営体制と将来のさらなる発展が考えられており、それを見据えた具体的な計画が立てられているかを審査する将来展望。補助金の目的を理解し、それに沿って事業の内容を説明出来ているかを審査する補助目的との整合性。ニーズの把握やマーケティングを行っており、事業による地域の活性化が見込めるかなどを審査する事業の効果。事業の内容が地域が抱える問題を解決したり、地域資源を生かしたりするなど、地域の実情に即したものであるかを審査する地域の実情把握。地域の秩序を乱したり、地域の景観を著しく損なったりするなど、地域住民が大きな不利益を被る内容でないかを審査する地域との親和性。事業そのものが申請者のみに利益があるのではなく、地域全体にメリットがあると見込まれるかを審査する公益性。以上、8項目により100点満点で審査を頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

審査のポイントは、ご説明頂きました。

ただ、今回の今日の質問はこれからが本番になります。芸術喫茶「清水温泉」は、申請金額 500 万円満額の交付を受けています。申請に添付された工事見積書を見ると、西側の屋根の修理代 370 万円。内部外壁の改修工事 80 万円。煙突北側小屋組立工事 40 万円と記載があります。一方で町のホームページに記載のありました事業内容については、ボイラーの残るレンガ煙突の周囲を改修し、これはあります。観光教育に活用出来る場所とするとともに、別棟古民家を滞在可能な宿泊休憩施設として改修しとありますが、ここで再質問です。別棟古民家を滞在可能な宿泊施設とし、改修するということが補助金目的申請の目的にも関わらず、別棟古民家の改修の項目が、工事見積書に見当たりません。審査において、町のチェックはどのようになっていたのでしょうか。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今回改修した部分につきましては、先ほど大平議員申し上げた部分に関しての改修でございます。で、別棟の宿泊施設という部分は、今回の補助金ではなく、別の資金でもって改修された事業であるという風に認識しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

今の課長さんの答弁のとおりでございます。町に申請をされた時は、別棟の古民家を改修してゲストハウスを造りますと。こういうことが記載されてるんですけども、実際の工事は、その 500 万円の中では行われておりません。ここで一つ新しい事実を付け加えさせていただきます。本事業に先立つ、本事業は平成 4 年の 5 月・6 月の話ですけども、済みません、8 月の話ですけども、本事業に先立つ令和 3 年 5 月、1 年前ですね。芸術喫茶「清水温泉」はクラウドファンディングを行っていません。令和 3 年 5 月 16 日から 6 月 30 日までの期間で、目標額は 600 万円。使途は家屋の補修であり、雨漏りをする家屋や外部の損傷部分の写真を掲載して募金を 600 万円集めようとしてしました。募金の結果は 149 万 8,000 円と 150 万円弱ということで目標に届かないものでした。で、その実施出来なかった、お金が集まらなかった西側屋根の修理代、これ雨漏りをしている屋根の修理代っていうのが今回の補助金の申請に来ております。

ここで再質問になります。時系列で見れば、本補助金は、令和 3 年 5 月に行われたクラウドファンディングでの目標を満たす部分の交付申請であったと思われれます。

町の見解をお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今回の芸術喫茶「清水温泉」の事業につきましては、レンガ煙突基部が見学出来る



ような、そういった改修でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

もう一つ新しい事実ということでクラウドファンディングについてお話をします。先ほどは令和3年5月の話をしましたけども、令和3年の12月ということでもう一度クラウドファンディングをしています。この時は200万円の金額目標として200万円金額を達成しております。この時の資金使途が、別棟古民家を滞在可能な宿泊休憩施設として改修するというのでお金を集めています。ということは、この会社はと言いますか、令和3年の12月に、もう既に別棟の古民家の改修資金は集めてしまった上で、町に令和4年の9月に改めて古民家のゲストハウスを造りたいということで500万円の申請をし、でも実際は屋根の修理、雨漏りをしている屋根の修理に使ったと。こういうことが外形的に分かるんですけども、町がそれを把握してますでしょうか。再質問になります。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどのご質問の内容でございますが、その部分とは今回の補助金の申請については、別の部分での改修であるという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

後でお見せしてもいいんですけども一応ネットの記事を私、コピーしております、綺麗に写真を。雨漏りをしている屋根の状況をクラウドファンディングに付けて出しております。それは、町に出している見積書に付いている工事箇所、予定箇所に付いている写真と全く同じになってますので、基本的には同じだと思います。で、基本的に我々が出したというか、町が出した500万円は雨漏りの改修工事に使われました。370万円。で、要綱に補助金の交付要綱第4条第2項に交付対象外となる事業が記載されています。その第2号に既存施設の改修のうち、単に維持修繕を目的とするものは、交付対象外だという風に書いてあります。ここで再質問ですけども、芸術喫茶「清水温泉」事業は雨漏りをしている屋根の補修修繕であり、補助金の交付対象外である単純な維持修繕工事と思われま。見解をお願いします。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

交付要綱でございます第4条の第2項第2号の既存施設の改修のうち、単に維持修繕を目的とするもの、この件につきましては、目的が単に雨漏りを改善、修繕する、そういったものにつきましては対象と致しません。ただ、今回のこの申請につきましては、その辺りを改修することによりまして、煙突の基部部分を見せたりすることが出来るようになる。観光客の誘客、そういった部分にすること。観光客等に見せて頂くとか、そういったことを目的とするものでございますので、対象とさせて

頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

ただ今の答弁には、納得はしておりませんが次に参りますけれども、そもそもクラウドファンディングというのはネットに公開されております。町はそういうのを事前に確認されてなかったのでしょうか。再質問になります。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

クラウドファンディングにつきましては、確認が出来ておりませんでした。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

町が日頃親密にしている会社といいますか、事業者のクラウドファンディングを知らないというのは、ちょっと俄かには信じがたいんですけども、ちょっと見方を変えまして今度は古民家食堂の「てつや」について質問させていただきます。

11番の質問になります。古民家食堂の「てつや」は、10月の交付決定後の12月に見積書を差し替えて、補助金の交付額を461万3,000円から496万9,000円と35万6,000円、増額申請しています。その理由と許可した理由を教えてください。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の変更申請の許可理由についてのご質問に答弁をさせていただきます。

当該申請者につきましては、令和5年8月時点での施工業者からの見積りにより、補助対象経費を算出しておりましたが、材料費の高騰により令和5年12月に同一事業者より、再度提出された見積り金額が増額となったことから、本町に対し、変更申請を提出されました。内容を確認致しましたところ、主な変更点は木工事の増額であり、国内の情勢として物価が高騰していたこと。同一事業者からの見積書を添付しており、見積り内容に関しては変更がないこと。当初の事業の目的や効果に変更はないことから変更申請に問題はないと判断致しました。また、補助金交付要綱第1条には、予算の範囲内で補助金を交付することとしており、申請時点で予算残額があったことから変更申請の承認を行いました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

これも同じく町のホームページで、この補助金を承認、認めましたということで、こういう事業内容でこんな内容です。こんな会社ですというのを示しているホームページに記載していることなんですけども、古民家食堂の「てつや」につきましては、どういった事業内容であったかという「てつや」を宿泊出来る交流拠点で整備し、中略ですけども、中2階階下の旧応接室を1日1組限定で利用出来る宿泊室に改修するところ記載があるんですけども、これ再質問ですけども宿泊施設としての利用実態はあるのでしょうか。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

宿泊施設としての実績につきましては、現在のところ、まだ把握をしておりません。ただ、こちらの補助金につきましては、事業実施後に3年間は事業の実績の方を町の方に提出頂くようになっておりますので、令和6年3月までには、そちらの方の報告の方を頂く予定としております。その中で実績の方を確認させて頂きたいという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

再質問をちょっと控えるんですけども、現在のところ私が調べたところですけども「じゃらん」とか「楽天ネット」とか、あるいは同社のホームページにおいて宿泊者を募集している内容はございません。

ですから、申請した時に宿泊施設は造ったかも知れませんが、現在まで身内とか何か知り合いの人は泊まったかも知れませんが、大々的に一般の人を募集する形での宿泊というのは全く募集する状態が見られないと。そうすると先ほどプレゼンテーションの評価のところ、意欲とか意気込みとか実現可能性とか、その辺を評価したとなってますけども半年経っても全然お客さんを募集してないと。造ったけど何もしてませんと。これが本当にこの補助金の交付の使途の目的に合ってるんですかと、そういうような疑問を抱かざるを得ないと、そういうことになります。

ちょっと時間がないので、ちょっと質問するのは止めます。で一応、本日、私が質問を取り上げた本当の狙いというところをちょっとここで、ご披露致します。

本日の一般質問に立証すれば、以下のとおりですと。それはもうズバリ、町の不適切な交付金の支出の状況です。本件の始まり、これもこれは清水温泉にあると思っております。長年の風雨老朽化により清水温泉が借りている建屋の雨漏りがひどい状況となったと。そのため、令和3年5月にクラウドファンディングによって600万円の修繕費を集めようとしたけれども、結果としては150万円に留まり目標に達しなかった。それで清水温泉は、町に補助金の交付の相談をします。そして補助金の、実際には今回の補助金ではないかと、そういう風に思っております。ただ、コロナに関わる国の資金なので、特定の事業者が多額の補助金を交付すれば、国への説明に窮することになります。また、そもそも議会のチェックで予算が通るはずはありません。そこで議会には、コロナで低迷する事業者への新規事業を促す補助金として説明して予算を通し、交付はコンペ、選考会を利用する方策をとったと。そういう風に見ております。ただし、多くの事業者が本件補助金制度に応募すれば、当初の目論見が狂う恐れがあります。そのため募集期間を短くし、事業内容を古民家のリノベーションに限定して一般からの応募の排除策を講じたと。そのように思っております。実際の応募は11社でした。審査会は、一般から主に大学教授らで4名、町からは副町長をはじめ課長職らで6名の合計10名で組織されました。そ

の審査会による一次審査で、清水温泉、古民家食堂「てつや」が選ばれれば、二次審査のプレゼンテーションはやってもやらなくても関係なかったです。ただ、そのような中、一次審査の結果が、1位は古民家食堂「てつや」となりましたが、清水温泉が3位となり、このままでは選から漏れることになりました。そこで保険として用意していた二次審査会のプレゼンテーションが役に立ち、当初の目論見どおり「てつや」「清水温泉」が選ばれることになったと私は思っております。「てつや」についても、店舗2階部分の改装ニーズがあったと思います。2階を改装して人が集まる空間を作るという構想ですが、これは他の事業者も人が集まる空間というのは同じ事業なので何の新鮮味もありません。なので「清水温泉」同様、町外から人を呼べる宿泊施設も制作するというので、選考されやすくなったと、そういう工夫したと理解しております。ただ、「てつや」は、補助金により、宿泊施設を造作したものの、人を含めた経営資源に乏しく、町に提出したとおりに宿泊者を募集することが出来なかったと、そういう風に思っております。現在でも先ほど申し上げたとおり、旅行サイトにはもちろん、当法人のホームページにおいても宿泊者の募集はありません。また、「てつや」はNPO法人であるため、決算を内閣府に届けております。それを見ますと改修工事が終了した後の令和5年3月末の決算書で増えた固定資産は宿泊施設ではなく、飲食部門内装工事と記載されております。さらに内閣府に届けている事業内容に、宿泊事業という追加はありません。今後あるかも知れませんが、今のところないとそういうことです。なお2社が提出した事業計画と実際に行ったことに乖離があることは、今、申し上げたとおりであります。この事案は、議会軽視及び町民への裏切り行為であり、町と密接な関係にある2つの事業者による不適切な公金の支出であったと私は思い、本日の質問をさせて頂いております。

では、続いて質問を続けますけれども、12番、古民家食堂「てつや」、芸術喫茶「清水温泉」について、これまで両社に交付してきた補助金、助成金の類いの累計額を教えてください。

政策観光課長（土井 真誠）

大平議員の古民家食堂「てつや」及び芸術喫茶「清水温泉」に対する補助金の累計額についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、令和4年度までの古民家食堂「てつや」に対する助成金、補助金の累計額は、「まちの再生・高付加価値化促進事業補助金」を含め、960万700円でございます。このうち、イベント実施経費等のソフト事業や他の施設の改修費に対する補助を除く、古民家食堂「てつや」の施設改修に係る補助金額は、総額で596万9,000円でございます。

次に、令和4年度までの芸術喫茶「清水温泉」への累計額が、「まちの再生・高付加価値化促進事業補助金」を含め、1,166万円でございます。このうち、イベント

実施経費等のソフト事業や他の施設の改修費に対する補助を除く、藝術喫茶「清水温泉」の施設改修に係る補助金額は総額で660万円でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

ただ今、答弁頂きましたとおり、この2社については恐らく、いつから交付しているかという説明はなかったですけれども、この4～5年ぐらいの間に2,100万円以上のお金が出てると、そういうことをご説明頂きました。

もう結びとなりますけれども、そもそも1日しか開かない議会で、コロナの資金が国から出たとなると、私も4月とか経験しましたけども、やはりいち早く町民の皆さんに、受け取って頂かなきゃいけないということで、議会として、我々議員としても、審査としてはなかなか本当にそれがどういう風に使われるかというところまで目が届かないです。やはり、まず承認して委任すると町民の皆さんのお手元に行くのが遅くなるということで、まず、承認ありきみたいな姿勢でおりました。ただ、そのような1日議会で、国の予算という中で、このようなちょっと不明瞭な、ちょっと不適切な支出になるような、お金が入っているということをちょっと発見したということは、私にとっても非常に残念に思っております。このような議会軽視の姿勢及び町民の期待を大きく裏切った町長につきましては、今後、自らの進退について町民に説明されることを求めたいと思っております。

また本件は、まだまだ解明すべき事案が多々あります。このあと予定されている委員会でさらに追求しつつ、必要とあらば、100条調査に基づく委員会を立ち上げ、関係者を議会に呼んで頂き、さらに真相を解明していくよう議会に求めてまいりたいと思っております。

議員の皆様におかれましても、ご協力をお願いする次第でございます。

以上をもちまして3番、大平の質問を終わらせて貰います。有難うございました。